

### コロナ19予防接種被害補償申請

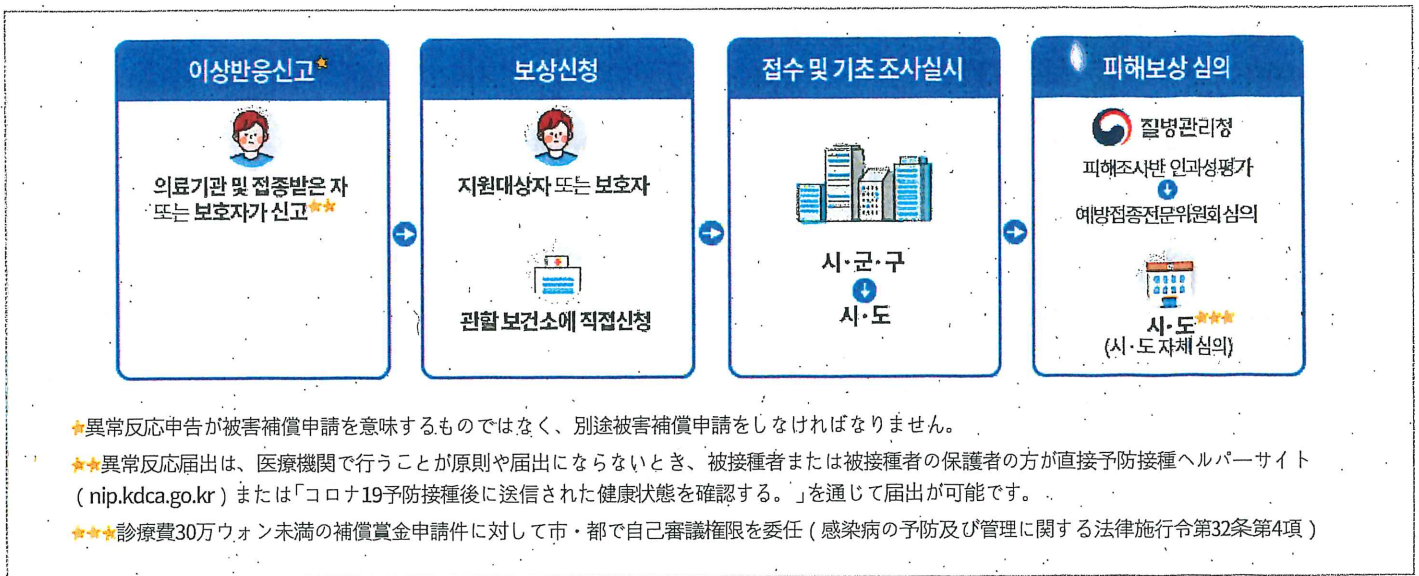
**コロナ19予防接種後の異常反応申告（病院申告もしくは本人（保護者）の保健所申告）と補償申請（本人（保護者）の保健所申請）は別個です。**

- 報酬申請は、必ず異常反応申告が優先されるべきであることをお知らせします。
- また、補償申請は必要な書類（診療費及び介護費申請書1部等全体）を準備し、本人（又は家族）が保健所に申請しなければなりません。

### コロナ19予防接種被害国家補償制度案内

- 予防接種後に不可避免的に発生する異常反応に対して国家が安全を保障する次元で予防接種被害国家補償制度を運営しています。
- 2021年コロナ19予防接種被害国家補償制度で変わったことはありますか？  
・被害補償申請基準を既存の本人負担金30万ウォン以上から金額制限なしに緩和するなど、被害補償範囲を拡大しました。

### コロナ19予防接種被害国家報酬手続



### □ (Q&A) コロナ19予防接種関連被害補償ショートカット

- ①保健所（市長・郡守・区庁長）は、提出された被害補償申請書を市・道知事に提出します。  
※本人負担金30万ウォン未満の場合「補償申請者備え書類チェックリスト」とともに提出
- ②市・道知事は直ちに予防接種による被害に関する基礎調査を行った後、被害補償申請書類に基礎調査結果及び意見書を添付して疾病管理庁長に提出します。  
※本人負担金30万ウォン未満で予防接種による被害が「少額手続き因果性要件」を全て満たせば、市・道被害調査報告書は「小額手続き要件充足確認書」などに変わります。
- ③疾病管理庁「予防接種被害調査班」は基礎被害調査結果を検討・評価し、予防接種被害補償専門委員会を通じて補償審議を完了します。  
※審議期限：報酬申請のある日から120日以内

### コロナ19予防接種被害補償申請者装備書類

- 補償申請権者は、予防接種被害が発生した日、障害診断日または死亡日から5年以内に住所地管轄保健所に補償申請

診療費と介護費⑤申請	本人負担金30万ウォン未満の場合 （少額手続き） <b>全様式ダウンロード</b> 拡張子が日本と異なるため(http://), 開くことはできません。	① 診療費及び介護費申請書 1部 ② 医療機関が発行した診療確認書 （異常反応症状及び発生日を必ず明示しなければならない） 1部 ③ 申請人と本人（補償対象者、予防接種を受けた者） の関係を証明する書類 1 ④ 診療費領収書原本1部⑤ 診療費詳細算定内訳書 1部
------------	--	---

⑥コロナ19予防接種後の異常反応少額被害補償に対する同意書  
⑦(選択)

本人負担金30万ウォン以上の場合、  
**全様式ダウンロード**

- ① 診療費及び介護費申請書 1部
- ② 医療機関が発行した診療確認書  
(異常反応症状及び発生日を必ず明示しなければならない) 1部
- ③ 申請人と本人(補償対象者、予防接種を受けた者)の関係を証明する書類 1
- ④ 診療費領収書原本1部⑤  
診療費詳細算定内訳書 1部
- ⑥ 義務記録コピー1部  
(コロナ19予防接種後異常反応で診療を受けた義務記録)
- ⑦ 3ヶ月以内の義務記録⑥ 第1部
- ⑧ (選択) 文字通知受信同意書

障害者一時  
報酬申請  
**全様式ダウンロード**

- ① 障害者一時補償金申請書1部
- ② 医療機関が発行した診断書③ 1部
- ③ 申請人と本人(補償対象者、予防接種を受けた者)の関係を証明する書類 1部
- ④ (選択) 文字通知受付同意書

死者の一時  
報酬と  
葬祭費の申請  
**全体フォームをダウンロードする**

- ① 死亡一時補償金及び葬祭費申請書 1部
- ② 死亡診断書 1部
- ③ 補償金申請人が遺族であることを証明する書類 1部
- ④ 副検所見本 1部 (副検所見書は管轄市・郡・区から直接提出可能)
- ⑤ (選択) 通知受信同意書

④介護費は入院治療をした場合にのみ申請

⑥接種日基準で3ヶ月前まで医療機関で診療を受けた場合、義務記録の写し提出

③障害者一時補償金を申請する際に提出する診断書には、障害者福祉法およびその他の法律で定めた障害等級表による障害等級の診断と、その診断を下した客観的な根拠が含まれる。

※提出された書類は返却不可

出典：コロナ19予防接種対応推進団報酬審査チーム